

中小企業退職金共済掛金補助金 廃止のお知らせ

□ 我孫子市中小企業退職金共済掛金補助金は、
令和7年度をもって、廃止となります。

中小企業退職金共済掛金補助金とは・・・

- 補助対象者：市内に事業所があり、1年以上同一事業を営んでいる中小企業者。
中小企業退職共済制度、または特定退職金共済制度を契約している。
市税を滞納していない。
- 補助対象期間：令和7年1月から令和7年12月まで
- 対象被共済者：令和6年2月1日から令和7年6月30日までに契約し、
補助対象期間の掛金の納付月数が6ヶ月から12ヶ月分であるもの
- 補助対象額：対象被共済者1人につき中小企業者が納付した補助対象期間の掛金の合計額
- 補助金額：補助対象額の100分の20（12,000円／人が限度。1人1回限り。）

□ **令和7年6月末までの契約** が対象になります。

契約時期	令和6年度				令和7年度											
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
～R6.12																
R7.3																
R7.6																
R7.7～																

※この図は、我孫子市中小企業退職金共済掛金補助金の補助対象期間の一例を示したものです。
掛金の支払開始時期によって補助対象期間が前後する可能性があります。

□ 市補助金制度のほか、国が実施する掛金助成制度があります。

問合せ先

（市の補助金制度について）
我孫子市 企業立地推進課
☎ 04-7185-2214

（中小企業退職金共済制度・国の助成制度について）
③ 勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部
☎ 03-6907-1234